



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 さくらインターネット株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼
最高経営責任者 笹田 亮
(コード番号 3778 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者
片岡 督雄
(TEL. 06-6265-4830)

取締役及び監査役に対するストックオプション (新株予約権) の支給に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対する報酬等として、下記の要領によりストックオプションとして新株予約権を支給することにつき承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役及び監査役に対して新株予約権を支給する理由

当社の取締役及び監査役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足度を向上させること、および当社の監査役がより強固な監査体制を確立することを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を支給するものであります。

2. 議案の内容

当社の取締役の報酬額は、平成 12 年 10 月 2 日開催の臨時株主総会において年額 10,000 万円以内とする旨ご承認いただいております。また、当社の監査役の報酬額は、平成 12 年 10 月 2 日開催の臨時株主総会において年額 2,000 万円以内とする旨ご承認いただいておりますが、上記の理由および当社の業績等を勘案して、当該取締役及び監査役の上記報酬額とは別枠で、ストックオプションに係る報酬として、取締役については年額 2,000 万円の範囲内で、監査役については年額 1,000 万円の範囲内で、ストックオプションとして新株予約権を支給することにつきご承認をお願いするものであります。なお、第 3 号議案が承認可決されますと当社の取締役は 4 名、監査役は 3 名となります。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び監査役

(2) 発行する新株予約権の総数

取締役については 60 個を上限とし、監査役については 15 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

取締役については当社普通株式 60 株を上限とし、監査役については 15 株を上限とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、1 株とする。なお、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数を分割または併合の比率に応じ比例的に調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

割当日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うときは、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 6 月 28 日から平成 23 年 6 月 27 日

(6) 新株予約権の取得条項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案が当社株主総会で承認された場合、取締役会で別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の細目

取締役会決議により定める。

以上